

帝京大学 ラーニングテクノロジー開発室年報  
第二部編集規程

(目的)

第1条 『帝京大学ラーニングテクノロジー開発室年報』第二部ラーニングテクノロジー研究(以下、「年報第二部」という)は、以下の論文を掲載する。

- (1) ラーニングテクノロジー開発に関する研究成果
- (2) ICTを活用した授業実践に関する報告や研究成果
- (3) 授業実践の考え方や実践報告及び研究成果
- (4) 授業の改善に関する報告や研究成果
- (5) その他、関連する教育・研究活動の報告

(投稿要件)

第2条 年報第二部への投稿は、著者あるいは連名著者の一人が帝京大学グループに在籍しているか、かつて在籍していたことを要件とする。この要件を欠く場合にも、編集委員会が特別に掲載を認めることがある。

(投稿論文)

第3条 投稿論文は、未発表のものを原則とする。発表が口頭によるものは審査の対象となる。

(投稿論文の掲載の可否)

第4条 投稿論文の掲載の可否は、編集委員会の審査を経て決定する。

(権利)

第5条 掲載された論文を、電子媒体を用いて公開する権利はラーニングテクノロジー開発室(以下、「開発室」という)が有する。本誌への投稿と掲載によって、著作権のうちの「複製権」(著作権法第21条)および「公衆送信権」(同23条)を開発室が行使することを許諾したこととする。

(執筆要項)

第6条 年報第二部の執筆要項は別に定める。第二部の執筆にあたっては、開発室のウェブサイトの執筆要領を参照することとする。

(編集委員長および編集委員)

第7条 年報第二部の編集委員長は開発室室長とし、編集委員は編集委員長が委嘱する。

(事務局)

第8条 編集委員会事務局は開発室内におく。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2014(平成26)年4月1日から制定する。